

市ゆたか土地区画整理組合の解散を認可した。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

船橋市

二 都市計画事業の種類及び名称

船橋都市計画下水道事業船橋市第八号公共下水道

三 事業施行期間

平成三年六月十四日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第二号

千葉県文化財保護条例(昭和三十年千葉県条例第八号)第四条第一項の規定により、次

上		中		下	
名称	関係告示	棟札三枚	名称	棟札三枚	名称
香取神宮勅使門	令和四年千葉県教育委員会告示第二号	附 棟札三枚	香取神宮勅使門	附 棟札三枚	香取神宮勅使門

千葉県教育委員会告示第四号

千葉県文化財保護条例(昭和三十年千葉県条例第八号)第十九条の二第一項の規定により、次に掲げる有形文化財を千葉県登録有形文化財として登録した。
令和五年三月十日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

名称	員数	所有者	所在地
南二重堀遺跡出土土製品 (鳥形土製品)	一点	千葉県	夷隅郡大多喜町森宮八番地三 (千葉県教育庁)

に掲げる有形文化財を千葉県指定有形文化財として指定する。
令和五年三月十日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

名称	員数	所有者	所在地
和気清麿(石井林響筆)	一面	千葉県	千葉市中央区中央港一丁目一〇四番(千葉県立美術館)
銅造誕生釈迦如来立像	一躯	市川市	市川市堀之内二丁目二六番一 号(市立市川考古博物館)
牡丹蓮華唐草模様七条袷袷横被	一具	宗教法人 宝金剛寺	佐倉市直弥三八番地一
亀甲梅椿模様七条袷袷横被	一具	宗教法人 宝金剛寺	佐倉市直弥三八番地一
御山遺跡SX-〇一五石棺	一括	千葉県	夷隅郡大多喜町森宮八番地三 (千葉県教育庁)
内出土品			

千葉県教育委員会告示第三号

千葉県文化財保護条例(昭和三十年千葉県条例第八号)第四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる千葉県指定有形文化財に同表下欄に掲げる有形文化財を追加指定し、名称等について記載事項を同表下欄のように改める。
令和五年三月十日

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

棟数	所有者	所有者の住所
一棟	宗教法人香取神宮	香取市香取一、六 九七番地

太田法師遺跡出土銅製品 (六鈴釧)	一点	千葉県	夷隅郡大多喜町森宮八番地三 (千葉県教育庁)
市原条里制遺跡出土鉄製品 (鉄製穂摘具)	一点	千葉県	夷隅郡大多喜町森宮八番地三 (千葉県教育庁)

千葉県教育委員会告示第五号

千葉県文化財保護条例(昭和三十年千葉県条例第八号)第三十九条の二第一項の規定により、次に掲げる記念物を千葉県登録記念物として登録する。
令和五年三月十日

令和五年三月十日

名 称	所在地	地 域
銚子の古銅輝石安山岩	銚子市	川口町二丁目六、五二八番地の二（古銅輝石安山岩保存公園内）

千葉県教育委員会教育長 富塚 昌子

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 市川ステーションセンター
 市川市市川一丁目一、八二五番地二ほか
 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 根本英紀
- 2 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号
 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 出口秀巳
 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 根本英紀
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社住吉書房 代表取締役 和田成雄ほか
 神奈川県川崎市中原区木月一丁目二番七号ほか
 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 ブルーブルーエジヤパン株式会社 代表取締役 神山邦雄ほか
 東京都新宿区下落合二丁目一七番七号ほか
- 4 変更年月日
- 5 変更年月日
- 6 変更年月日
- 7 変更年月日

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 令和四年六月二十四日
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 令和四年七月三十一日ほか

- 二 届出年月日
 令和四年十一月二十四日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ステーションセンター本八幡
 市川市八幡二丁目一、五八四番地一ほか
 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 根本英紀
- 2 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号
 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 出口秀巳
 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 根本英紀
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社クイーンズ伊勢丹 代表取締役 市森暁ほか
 東京都新宿区新宿五丁目一番二二番二号ほか
 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社くまざわ 代表取締役 熊沢真ほか
 東京都八王子市八日町一番一一号ほか
- 4 変更年月日
- 5 変更年月日
- 6 変更年月日
- 7 変更年月日

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 令和四年六月二十四日
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 令和四年九月二十二日ほか

二 届出年月日
令和四年十一月二十四日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピコティ東館
松戸市小金字天王脇一番地
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人ほか
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号ほか
 - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林昭次ほか
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号ほか
 - 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人ほか
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号ほか
 - 5 変更年月日
平成三十年五月十二日及び令和四年十月三日
- 二 届出年月日
令和四年十二月十六日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
野田みずきショッピングセンターI期
野田市みずき二丁目一二番地
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号
 - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林昭次
 - 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人
 - 5 変更年月日
令和四年十月三日
- 二 届出年月日
令和四年十二月十六日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工観光課
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年三月十日
- 千葉県知事 熊谷 俊人

ライフガーデン茂原

茂原市六ツ野字八貫野二、七八五番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎ほか

7 変更年月日

令和四年四月一日

二 届出年月日

令和四年十一月二十四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン佐倉

佐倉市寺崎北五丁目一番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

昭和リース株式会社 代表取締役 平野昇一

東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

昭和リース株式会社 代表取締役 瀬戸紳一郎

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

昭和リース株式会社 代表取締役 平野昇一

5 変更年月日

令和四年六月二十四日

二 届出年月日

令和四年十一月二十四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市産業振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北柏ショッピングセンターII期

柏市松葉町四丁目五番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林昭次

5 変更年月日

令和四年十月三日

二 届出年月日

令和四年十二月十六日

三 縦覧場所

令和四年十二月十六日

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフガーデン流山おおたかの森

流山市おおたかの森東一丁目二番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林昭次

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人

5 変更年月日

令和四年十月三日

二 届出年月日

令和四年十二月十六日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ライフガーデン新浦安

浦安市富岡三丁目三番一七号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一

東京都千代田区神田練堀町三番地

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか

東京都杉並区永福三丁目五七番一四号ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか

東京都杉並区永福三丁目五七番一四号ほか

5 変更年月日

令和四年六月一日及び同年八月一日

二 届出年月日

令和四年十一月二十四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ千葉ニュータウン南

印西市中央南二丁目五番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課

二 届出年月日
令和四年十一月二十四日

一 届出の概要
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ千葉ニュータウン西
白井市桜台一丁目一番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人ほか
変更年月日
令和四年七月十一日

二 届出年月日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び白井市市民環境経済部産業振興課

二 届出年月日
令和四年十一月二十四日

一 届出の概要
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年三月十日から七月十日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月十日から七月十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び白井市市民環境経済部産業振興課

二 届出年月日
令和四年十一月二十四日

一 届出の概要
保安林の指定の解除に関する通知の要旨及び揭示
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八十九条の規定により、令和五年千葉県告示第七号(保安林の指定の解除)に係る同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知の要旨を次のとおり公告する。
なお、その通知の内容は、次の揭示場に掲示した。

令和五年三月十日	千葉県知事 熊谷 俊人
所在が不明な者	解除に係る保安林の所在場所
阿曾正雄	匝瑳市堀川字浜辺六六九二番二六、六六九三番四四
	匝瑳市役所

基本測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。
 令和五年三月十日

- 一 作業種類 基本測量（地磁気測量）
- 二 作業期間 令和四年四月十一日から令和五年三月十七日まで
- 三 作業地域 君津市鹿野山

公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年三月十日

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量（基準点復旧）
- 三 作業期間 令和五年二月十日から八月三十一日まで
- 四 作業地域 千葉市花見川区幕張町三丁目

公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年三月十日

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量（基準点復旧）
- 三 作業期間 令和五年二月十日から三月三十一日まで
- 四 作業地域 千葉市花見川区幕張町五丁目

公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年三月十日

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量（基準点復旧）
- 三 作業期間 令和五年二月一日から三月三十一日まで
- 四 作業地域 千葉市若葉区若松町

公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年三月十日

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量（基準点復旧）
- 三 作業期間 令和五年二月二十日から三月三十一日まで
- 四 作業地域 千葉市美浜区真砂四丁目

公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年三月十日

- 一 測量計画機関 東京都
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影及び修正数値図化）
- 三 作業期間 令和五年一月二十三日から令和七年三月三十一日まで
- 四 作業地域 市川市、松戸市及び浦安市

公共測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年三月十日

- 一 測量計画機関 市川市

- 二 作業種類 公共測量（基準点復旧）
- 三 作業期間 令和五年二月二十日から三月二十四日まで
- 四 作業地域 市川市河原、塩浜及び広尾

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和五年三月十日

- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 一 測量計画機関 農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
- 二 作業種類 公共測量（用地測量）
- 三 作業期間 令和五年一月三十日から三月十三日まで
- 四 作業地域 茂原市長谷

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和五年三月十日

- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 一 測量計画機関 市原市
- 二 作業種類 公共測量（二級基準点測量及び三級基準点測量）
- 三 作業期間 令和五年二月一日から四月三十日まで
- 四 作業地域 市原市岩野見、加茂、君塚、五井、五井東一丁目、五井東三丁目、更科四丁目、平田及び村上

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和五年三月十日

- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 一 測量計画機関 農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所
- 二 作業種類 公共測量（用地測量）
- 三 作業期間 令和四年十二月十二日から令和五年三月二十二日まで
- 四 作業地域 印西市笠神

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

令和五年三月十日船橋市の変更に係る船橋都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

令和五年三月十日船橋市の変更に係る船橋都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和五年三月十日船橋市の変更に係る船橋都市計画地区計画飯山満地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

建築士法に基づく建築士の処分

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり処分した。
令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

その一

- 一 処分をした年月日 令和五年三月六日
- 二 建築士の氏名 市川徳
- 三 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 四 登録番号 千葉県知事登録第五二五四号
- 五 処分の内容 戒告
- 六 処分の原因となった事実 建築士法第二十二条の二第二号に定める講習を期限内に受けなかった。このことは、同法第十条第一項第一号に該当する。

その二

- 一 処分をした年月日 令和五年三月六日
- 二 建築士の氏名 奥村隆
- 三 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 四 登録番号 千葉県知事登録第八七一二号
- 五 処分の内容 戒告
- 六 処分の原因となった事実 建築士法第二十二條の二第二号に定める講習を期限内に受けなかった。このことは、同法第十條第一項第一号に該当する。

購読料 本号 一部

三〇円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八